

徳島大学大学院創成科学研究科博士後期課程において優れた研究業績を上げた者の期間短縮修了に関する要項

令和4年4月1日

大学院創成科学研究科長制定

(目的)

第1条 この要項は、徳島大学大学院学則12条第1項ただし書の規定に基づく、徳島大学大学院創成科学研究科（以下「研究科」という。）博士後期課程における優れた業績を上げた者の修了年限短縮の認定に関し、必要な事項を次のとおり定める。

(認定申請の時期)

第2条 認定申請を行う時期は、徳島大学大学院創成科学研究科の博士学位審査に関する内規（以下「内規」という。）第4条に定める学位論文予備審査の申請の1か月前までとする。

(認定の基準)

第3条 期間短縮修了の認定は、申請者の研究業績が優れており、権威ある学術雑誌に投稿し、査読の結果受理された主論文が3編以上あり、かつ、次の各号の一に該当する場合に行うことことができる。

- (1) 学生自身が発表した、又は発表予定の国際会議論文があること。
- (2) 学会から本人自身の研究に対して論文賞などを受賞していること。
- (3) 共同研究プロジェクト等に貢献していること。
- (4) 学会活動等での顕著な活動が認められていること。
- (5) 日本学術振興会特別研究員に採用され、又は採用予定であること。
- (6) その他、顕著な研究業績を上げていること。

(認定の手続)

第4条 期間短縮修了を希望する者は、期間短縮修了希望願書（別紙様式1）により、所属する学位プログラム長に願い出るものとする。学位プログラム長は、申請者が前条に定める基準を満たしている場合、期間短縮修了者推薦書（別紙様式2）に内規第3条第2号及び第3号に定める書類を添付し、創成科学専攻長（以下「専攻長」という。）に推薦するものとする。

2 専攻長は、前項の推薦を受けた場合は、その旨を研究科長に報告する。

(認定審査の付託)

第5条 専攻長は、前条の申請を受理したときは、当該申請に係る認定審査を教務委員会に付託する。

(審査委員会の設置)

第6条 教務委員会は、前条の付託を受けたときは、第3条に規定する優れた研究業績を上げた者の認定に関し、審査委員会を設置する。

(審査委員会の組織)

第7条 審査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 教務委員会委員長
- (2) 教務委員会副委員長
- (3) 当該申請のあった学位プログラムの教務委員会委員 1名

- 2 審査委員会に委員長を置き、その選出は委員の互選とする。
- 3 委員長は、第1項の委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
(審査結果の決定)

第8条 教務委員会は、審査委員会の結論に基づき審議し、認定の可否について専攻長に報告する。

- 2 専攻長は、前項の報告に基づき、第3条に規定する優れた研究業績を上げた者の認定の可否を決定し、その旨を研究科長に報告する。
- 3 専攻長は、前項の認定を可決された者に対し、博士論文予備審査の申請を許可する。
(疑義解釈)

第9条 この要項の実施に関し、疑義が生じた場合は、教務委員会において解釈する。

(要項の改廃)

第10条 この要項の改廃は、教務委員会及び創成科学専攻教授会の議を経なければならない。

附 則

この要項は、令和4年4月1日から実施する。

(別紙様式1)

(和暦) 年 月 日

期間短縮修了希望願書

大学院創成科学研究科長 殿

所 属

学位プログラム

年次

署 名

私は、徳島大学大学院学則第12条第1項ただし書きによる修了を希望します。

(別紙様式2)

(和暦) 年 月 日

期間短縮修了者推薦書

大学院創成科学研究科長 殿

学位プログラム長

所 属

署 名

指導教員 所 属

署 名

下記の者は、徳島大学大学院創成科学研究科博士後期課程において優れた研究業績を上げた者の期間短縮修了に関する要項第3条に規定する認定基準を満たしていると認め、同要項第4条の規定に基づき、認定くださるよう申請します。

記

入 学 時 期	所 属	氏 名
(和暦) 年 月	学位プログラム 年次	

推 薦 理 由